

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【会社名】	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
【英訳名】	Aioi Nissay Dowa Insurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新納 啓介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
【電話番号】	03-5117-0338
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス部法務室長 松江 憲
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目27番2号
【電話番号】	03-5117-0338
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス部法務室長 松江 憲
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、親会社であるMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（以下、「持株会社」といいます。）の承認を得ることを前提に、2027年4月1日を効力発生日として三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」といいます。）との間で、三井住友海上を合併存続会社、当社を合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。持株会社が本吸収合併を2026年2月13日開催の取締役会で承認し、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、本吸収合併は株主総会の承認及び関係当局の認可等を条件とするものです。

## 2【報告内容】

### (1) 本吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三井住友海上火災保険株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
代表者の氏名	取締役社長 舩曳 真一郎
資本金の額	139,595百万円（2025年3月31日現在）
純資産の額	2,170,285百万円（2025年3月31日現在）
総資産の額	6,822,620百万円（2025年3月31日現在）
事業の内容	損害保険事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
経常収益（百万円）	2,859,790	3,251,429	3,885,935
経常利益（百万円）	188,204	333,727	713,384
親会社株主に帰属する当期純利益 （百万円）	149,875	274,645	554,416

(注) 売上高に相当する項目として、経常収益を記載しております。また、営業利益は、連結損益計算書上これに相当する項目がないため、記載しておりません。

(単体)

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
経常収益（百万円）	1,956,362	2,058,063	2,453,546
経常利益（百万円）	141,224	214,319	576,026
当期純利益（百万円）	107,899	167,777	459,900

(注) 売上高に相当する項目として、経常収益を記載しております。また、営業利益は、損益計算書上これに相当する項目がないため、記載しておりません。

大株主の名称及び発行済株式に総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と親会社を同一とするグループ会社であります。
人的資本	当社の一部の従業員が三井住友海上へ出向し、三井住友海上の一部の従業員が当社へ出向しております。
取引関係	当社は、三井住友海上との間で保険取引のほか、設備の賃貸借契約を主とする保険外取引があります。

### (2) 本吸収合併の意義・目的

- ・当社、三井住友海上及び持株会社は、保険本来の提供価値とリスクソリューション力によって「お客さまから最も選ばれる保険・金融グループ」を目指すため、本吸収合併により新たな損害保険会社を創造し、グループ成長源泉の盤石化とガバナンス強化等による信頼性向上を実現します。
- ・新たな損害保険会社における取組を礎として、お客さまの大切な未来を託していただくために、不確実性が増す時代において、変化を見通し社会のリスクを解決する「リスクに挑み、世界をリードする」存在となり、持続的な成長と企業価値向上を実現いたします。

(3) 本吸収合併の方法、本吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

本吸収合併の方法

当社を消滅会社、三井住友海上を存続会社とする吸収合併方式とし、合併と同時に当社は解散いたします。

本吸収合併に係る割当ての内容

持株会社の完全子会社同士の合併であり、株式その他の金銭等の割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及び三井住友海上が2026年2月13日付で締結した合併契約書の内容は(6)合併契約書をご参照ください。

(4) 本吸収合併に係る割当ての根拠

持株会社の完全子会社同士の合併であり、株式その他の金銭等の割当ては行わないため、該当事項はありません。

(5) 本吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	三井住友海上あいおい損害保険株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
代表者の氏名	未定
資本金の額	139,595百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	損害保険事業

(6) 合併契約書

合併契約書の内容は以下のとおりであります。

合併契約書

三井住友海上火災保険株式会社(以下「甲」という。 )とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「乙」という。 )は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社(以下「丙」という。 )の承認を前提として、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。 )を締結する。

第1条(合併の意義・目的)

- 1 甲(東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地)、乙(東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号)および丙(東京都中央区新川二丁目27番2号)は、甲と乙の合併(以下「本合併」という。 )により、保険本来の提供価値とリスクソリューション力によって「お客さまから最も選ばれる保険・金融グループ」となることを取組姿勢とする新たな損害保険会社を創造する。
- 2 新たな損害保険会社における取組を礎として、お客さまの大切な未来を託していただくために、不確実性が増す時代において、変化を見通し社会のリスクを解決する「リスクに挑み、世界をリードする」存在となり、持続的な成長と企業価値向上を実現する。

第2条(本合併の方法)

甲および乙は、甲を合併存続会社、乙を合併消滅会社として、会社法第749条に規定する合併を行う。

第3条(本合併に際して交付する金銭等およびその割当に関する事項)

本合併に際して甲は乙の株主に対して乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条(増加すべき資本金および準備金の額)

本合併により増加する甲の資本金および準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) 利益準備金 0円

#### 第5条（定款の変更）

甲は、2026年6月に招集する定時株主総会の承認を得た上で、甲の定款を変更する。ただし、かかる定款変更の効力は、本合併が効力を生ずる直前時において本合併が効力を生ずるのに必要な要件を満たしていることを停止条件として、本合併の効力発生日において発生するものとする。なお、変更する定款の内容は、甲乙協議の上、別途定める。

#### 第6条（本合併後の甲の商号、本店所在地、取締役）

1 本合併の効力発生日以後の甲の商号および本店所在地は、次のとおりとする。

##### （1）商号

三井住友海上あいおい損害保険株式会社  
（英文表記：Mitsui Sumitomo Aioi Insurance Company, Limited）

##### （2）本店所在地

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地

2 本合併の効力発生日における甲の取締役は15名とし、うち社外取締役を7名とする。取締役に就任すべき者（以下「本就任取締役」という。）は、甲乙で協議し合意の上、丙の承認を得てこれを決定する。なお、次の各号の役職欄に掲げる甲の代表取締役は各号の該当者欄に定める者が就任する。

	役職	該当者
（1）	代表取締役 取締役会長 会長執行役員	甲の役職員から選任された者
（2）	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員	乙の役職員から選任された者
（3）	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	甲の役職員から選任された者

3 甲は、甲の株主総会において、本就任取締役に甲の取締役に選任する旨の議案を上程し、その承認を求める。ただし、本就任取締役のうち、当該株主総会の前日において甲の役職員でない者の甲の取締役への選任の効力については、本合併が効力を生ずることを停止条件とする。

4 甲は、甲の株主総会において、本就任取締役の報酬等の額を甲および乙が別途合意する額に改定する旨の議案を上程し、その承認を求める。ただし、当該決議の効力については、本合併が効力を発生することを停止条件とする。

#### 第7条（合併承認総会）

甲および乙は、それぞれ2026年6月に招集する定時株主総会において、本契約書の承認および合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意の上、丙の承認を得て、これを変更することができる。

#### 第8条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2027年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意の上、丙の承認を得て、これを変更することができる。

#### 第9条（会社財産の引継ぎ）

甲は、本合併の効力発生日において、乙の資産および負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を引き継ぐものとする。

#### 第10条（従業員の引継ぎ）

甲は、本合併の効力発生日の直前時において在籍する、乙の従業員全員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

#### 第11条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後合併の効力発生日に至るまで善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務執行および財産管理を行い、その資産、負債および権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、あらかじめ甲乙協議の上、行う。

#### 第12条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から合併の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議し合意の上、丙の承認を得て、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第13条（本契約の効力の発生）

本契約は、第7条に定める甲および乙の各株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議し合意の上、丙の承認を得て、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年2月13日

甲 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地  
三井住友海上火災保険株式会社  
取締役社長 船 曳 真 一 郎

乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
取締役社長 新 納 啓 介